

高松市塩江地区地域活性化起業人（副業型又はシニア型） 募集要項

本市では、令和2年11月に策定した「高松市塩江道の駅エリア整備基本計画」に基づき、塩江温泉郷の「道の駅エリア」において、物販・飲食、温浴、観光情報発信等の複合的な機能をもつ観光関連施設の整備を行う「高松市塩江道の駅エリア整備事業」を進めている。

塩江温泉郷においては、人口減少・少子高齢化が進み、地域における観光客等の受入体制の整備やプレイヤー不足などの諸課題がある中、開業までの間、持続的な観光コンテンツの造成及び地域の賑わいづくりが求められる。

本公募では、総務省の地域活性化起業人制度（副業型又はシニア型）を活用して、三大都市圏等※で勤務経験がある起業人の持つノウハウを生かし、塩江温泉郷における地域課題の解決に向けた支援及び持続可能な観光コンテンツの造成を目指す人材を募集するものである。

※三大都市圏等：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び政令指定都市、中核市並びに県庁所在市

募集期間 令和7年5月21日（水） ～ 令和7年6月13日（金）

1 事業概要

本市と個人との間で委託契約を締結し、個人が有するノウハウや知見をいかし、次の業務に従事していただきます。

2 業務内容（予定）

- (1) 地域課題解決及び持続可能な観光コンテンツ造成の推進
 - ・少子高齢化が進む中、塩江温泉郷という観光地に訪れる観光客の増加や継続的に地域と関係性を持つ関係人口・交流人口の創出・拡大の支援
 - ・地域における持続可能な観光コンテンツ（地域課題解決に資する内容も含む）の造成支援
- (2) その他
 - ・上記のほか、目的を達成するための業務

3 募集定員

1人

4 応募要件

次の条件のすべてを満たす方

(1) 副業型

- (ア) 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外に勤務する者を含む。）であること。
- (イ) 三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏外の指定都市等に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に勤務する者を含む。）であること。
- (ウ) 現に本市の支社・支店等で勤務していないこと。
- (エ) 同時期に他の自治体で起業人となっていないこと。
- (オ) 勤務する企業から起業人になることについて、承諾を得られること。
 - ※ 別途、承諾書を提出いただきます。
- (カ) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

(2) シニア型

- (ア) 三大都市圏に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内に居住している者であること。
 - なお、企業在職時に三大都市圏外に居住していた場合は、その後、在職時から転居していないこと
- (イ) 三大都市圏外の指定都市等に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内または三大都市圏外の指定都市等に居住している者であること。
 - なお、企業在職時に三大都市圏内または三大都市圏外の指定都市等以外の市町村に居住していた場合は、その後、在職時から転居していないこと。
- (ウ) 同時期に他の自治体で起業人となっていないこと。
- (エ) 受入開始日が、在職していた企業等を退職した日からおおむね5年以内であること。
 - ※ 別途、退職してから5年以内であることが分かる書類を提出いただきます。
- (オ) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。

5 受入開始時期

令和7年7月（予定）

6 受入期間

半年以上3年以内（8年度以降は、各年度の予算成立が前提となります。）

7 勤務時間等

(1) 勤務時間等

月4日以上かつ月20時間以上、本市が指定する業務を行う。

ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日を除く。

なお、本市からの指示により、土・日・祝日等に従事する可能性もある。

(2) 本市での滞在

毎月1日以上、本市に滞在し、業務に従事すること。

(3) その他

毎月の活動報告書を翌月10日までに提出すること。

8 報償費・旅費及びその他経費

本市が指定する業務に従事する費用として、次の金額を限度として支出します。

年間上限額：296万円

【内訳】

給料相当額：月8万円（年間上限96万円）

移動費相当額：年間上限100万円

その他：起業人が企画提案し実施する事業 年間上限100万円

※ 派遣開始が年度途中の場合は、月割りにより計算します。

※ 旅費相当額及び起業人が企画提案する事業について、不足が生じたとしても、追加の支払いはございません。

なお、同経費について、残額が生じた場合、年度末において清算します。

9 申込み

希望する制度によって、次の書類をメールで提出してください。

■副業型

- ・高松市塩江地区地域活性化起業人（副業型）申込書（様式1）
- ・勤務する起業からの承認書（任意様式）

■シニア型

- ・高松市塩江地区地域活性化起業人（シニア型）申込書（様式2）
- ・退職してから5年以内であることが証明できる書類（任意様式）

10 応募後の流れ

- (1) 応募書類を基に、令和7年6月中旬頃、オンラインによる面談を実施し、選考します。
- (2) 選考後、業務内容や費用負担等について協議を行い、協議内容に基づき委託契約を締結します。
- (3) 委託契約に基づき、業務に着手いただきます。

11 留意事項

地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度推進要綱」に定めるところによります。

12 提出先及び問合せ先

高松市 創造都市推進局 観光交流課 観光工リア振興室 担当：山本
〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号
TEL：087-839-2417 E-mail:kankou@city.takamatsu.lg.jp